

兵庫県公報

令和8年1月13日 火曜日 第684号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正 (契約管理課)	5
○ 平成13年兵庫県告示第582号の42（公共工事の発注見通しに関する事項及び入札・契約の過 程並びに契約内容に関する事項の公表方法等）の一部改正（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	7
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	7

公 告

○ 落札者等の公示（管財課）	7
○ 令和7年度兵庫県社会賞表彰（県民躍動課）	8
○ 令和7年度兵庫県文化賞表彰（芸術文化課）	8
○ 令和7年度兵庫県スポーツ賞表彰（スポーツ振興課）	9
○ 入札公告（川西こども家庭センター）	9
○ 令和7年度兵庫県科学賞表彰（新産業課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 丹波篠山市城下町北地区整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）	14
○ 丹波篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画案の縦覧公告（同）	15

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	15
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	16
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	17
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動の届出	19

正 誤

○ 令和7年12月19日付け兵庫県公報第679号中	20
---------------------------	----

告 示

兵庫県告示第9号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあつた医療機関を救急病院と認定した。

令和8年1月13日

兵庫県知事 斎藤元彦

1	名 称	公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院
	所 在 地	神戸市東灘区向洋町中2丁目11番
	認 定 年 月 日	令和7年12月1日
	認定の有効期限	令和10年11月30日
2	名 称	医療法人社団みどりの会 酒井病院
	所 在 地	姫路市飾西412番地1

認定年月日	令和8年1月1日
認定の有効期限	令和10年12月31日
3 名 称	國富胃腸病院
所 在 地	姫路市青山3丁目33番1号
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
4 名 称	医療法人社団汐咲会 井野病院
所 在 地	姫路市大塩町汐咲1-27
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
5 名 称	医療法人公仁会 姫路中央病院
所 在 地	姫路市飾磨区三宅2丁目36番地
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
6 名 称	医療法人ひまわり会 八家病院
所 在 地	姫路市西今宿2丁目9番50号
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
7 名 称	医療法人仁寿会 石川病院
所 在 地	姫路市別所町別所2丁目150番地
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
8 名 称	城陽江尻病院
所 在 地	姫路市北条1丁目279番地
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
9 名 称	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター
所 在 地	姫路市本町68番地
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日
10 名 称	姫路第一病院
所 在 地	姫路市御国野町国分寺143
認定年月日	令和8年1月10日
認定の有効期限	令和11年1月9日

^^

兵庫県告示第10号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齊 藤 元 彦

1 家畜伝染病の種類	伝達性海綿状脳症 (非定型スクレイピー)
2 家畜の種類	めん羊 (コリデール種) 雄
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	神戸市
5 発生年月日	令和7年12月4日
6 その他参考となるべき事項	ウエスタンプロット法検査により発見

~~~~~

### 兵庫県告示第11号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要是、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地  
執行役員本社工場長 磯 田 茂
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

| 種類                                                                        | 27号イ ろ過施設<br>(No. 1)                       | 27号イ ろ過施設<br>(No. 2) |        |        |        |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|
| 能 力                                                                       | 0.8m <sup>3</sup> ／日                       | 0.6m <sup>3</sup> ／日 |        |        |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                                         | 許可後 1週間                                    | 許可後 1週間              |        |        |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                                         | 着手後 3週間                                    | 着手後 3箇月              |        |        |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                         | 完成後                                        | 完成後                  |        |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                       | 0時～24時 1時間                                 | 9時～17時 1時間           |        |        |        |
| 使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要                                                 | な し                                        | 同 左                  |        |        |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値                                   | 区 分                                        | 通 常                  | 最 大    | 通 常    | 最 大    |
|                                                                           | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)                 | 3～5                  | 3～5    | 6～8    | 6～8    |
|                                                                           | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                    | —                    | —      | —      | —      |
|                                                                           | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L)               | 3                    | 5      | 11,100 | 11,840 |
|                                                                           | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                     | 20,000               | 20,000 | 500    | 512    |
|                                                                           | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                     | 1 未満                 | 1 未満   | 800    | 920    |
|                                                                           | 燐 含 有 量<br>(単位 mg/L)                       | 0.1未満                | 0.1未満  | 0.1    | 0.1    |
|                                                                           | ほ う 素 及 び そ の 化 合 物<br>(単位 mg/L)           | —                    | —      | —      | —      |
|                                                                           | ふ つ 素 及 び そ の 化 合 物<br>(単位 mg/L)           | 1 未満                 | 1 未満   | —      | —      |
|                                                                           | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 1 未満                 | 1 未満   | 800    | 920    |
| 使 用 時 に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (単 位 m <sup>3</sup> /日) |                                            | 0.1                  | 0.1    | 0.5    | 0.5    |

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

| 27号ヌ 廃ガス洗浄施設        | 24号イ ろ過施設<br>(No. 3) |       |       |
|---------------------|----------------------|-------|-------|
| 45m <sup>3</sup> /分 | 10m <sup>3</sup> /日  |       |       |
| 許可後 1週間             | 許可後 1箇月              |       |       |
| 着手後 3箇月             | 着手後 1箇月              |       |       |
| 完成後                 | 完成後                  |       |       |
| 9時~17時 6時間          | 7時~16時 1時間           |       |       |
| 同 左                 | 同 左                  |       |       |
| 通常                  | 最大                   | 通常    | 最大    |
| 4~5                 | 3~6                  | 6~8   | 6~8   |
| —                   | —                    | —     | —     |
| 1                   | 1                    | 3     | 5     |
| 5                   | 10                   | 6,000 | 6,000 |
| 5,600               | 5,700                | —     | —     |
| 0.1                 | 0.1                  | 0.1未満 | 0.1未満 |
| —                   | —                    | 0.1未満 | 0.1未満 |
| —                   | —                    | —     | —     |
| 5,600               | 5,700                | —     | —     |
| 1                   | 1                    | 0.5   | 0.5   |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年1月13日から同年2月3日まで  
 (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



## 兵庫県告示第12号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。  
 令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

別表の(1)の部を次のように改める。

## (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

| 受付区分          | 入札参加資格審査の申請 |                      | 競争入札参加者の資格の有効期間 |            |
|---------------|-------------|----------------------|-----------------|------------|
|               | 方法          | 時期                   | 始期              | 終期         |
| 基準受付          | 電子申請        | 令和8年5月27日から同年6月10日まで | 令和8年10月1日（木）    | 令和10年9月29日 |
| 追加受付          | 電子申請        | 令和8年10月1日から同月13日まで   | 令和8年12月1日（火）    |            |
|               |             | 令和9年2月1日から同月10日まで    | 令和9年4月1日（木）     |            |
|               |             | 令和9年7月1日から同月12日まで    | 令和9年10月1日（金）    |            |
|               |             | 令和9年10月1日から同月10日まで   | 令和9年12月1日（水）    |            |
|               |             | 令和10年2月1日から同月10日まで   | 令和10年4月3日（月）    |            |
| 第6<br>第2<br>項 | 書面申請        | 随時                   | 資格を認定した日        |            |

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については令和8年9月末日まで適用する。

~~~~~

兵庫県告示第13号

平成13年兵庫県告示第582号の42（公共工事の発注見通しに関する事項及び入札・契約の過程並びに契約内容に関する事項の公表方法等）を次のように改正する。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第3項の規定による発注の見通しに関する事項の公表の方法、政令第6条において準用する政令第5条第3項の規定による変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法並びに政令第7条第5項において準用する政令第5条第3項の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の方法をインターネットを利用して閲覧に供する方法によることとする。ただし、この方法によらない場合は当該工事の入札又は契約の事務を行う機関又は組織に閲覧所を設ける方法によることとする。

~~~~~

## 兵庫県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年1月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年1月13日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                                   |    |                  |               |           |
|--------------------|---------------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|                    | 区 間                                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>養 父 宍 粟 線    | 宍粟市一宮町福中字イガキチ135番1から<br>同 市一宮町福中字ヲヲバタ190番まで | 旧  | 11.0から<br>23.0まで | 661.0         | 一部<br>予定地 |
|                    |                                             | 新  | 12.0から<br>23.0まで | 654.0         | 一部<br>予定地 |

~~~~~

兵庫県告示第15号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
スリーエー株式会社	兵庫県神戸市中央区浜辺 通5-1-14 神戸商工 貿易センタービル8F	兵庫県神戸市中央区浜辺 通5-1-14 神戸商工 貿易センタービル8F	令和7年12月19日

~~~~~

#### 兵庫県告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 指 定 番 号           | 指 定 年 月 日<br>(令和年月日) | 位 置                 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|----------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第R07淡路位置<br>0001号 | 7.12.24              | 洲本市下内膳字下ノ垣内121番1の一部 | 5.00          | 35.00         |

#### 公 告

##### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年1月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか4庁舎で使用する電気 予定量7,460,524キロワット時／年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県総務部職員局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和7年12月19日

## 4 落札者の名称及び住所

株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎3丁目1番1号

## 5 落札金額（税抜）

127,669,825円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告をした日

令和7年11月7日

~~~~~

令和7年度兵庫県社会賞表彰

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、令和7年11月3日に次の者を表彰した。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1(1) 氏 名 岡 本 光 司

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県世界青年友の会等の要職を歴任し青少年団体の活動促進を通じて青少年の健全育成に努めるとともに国際交流を通じた県民の国際意識の向上に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

2(1) 氏 名 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 永年にわたり消費者被害の未然防止や拡大防止のため事業者の不当な行為に対して指導や差止請求を行うなど安全安心な社会づくりに尽くした。

3(1) 氏 名 兵庫ヤクルト販売株式会社

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 永年にわたり地域の見守り活動に参画するとともに各市町の社会福祉協議会へ福祉関連用具や訪問介護用自動車を寄贈するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

~~~~~

**令和7年度兵庫県文化賞表彰**

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、令和7年11月3日に次の者を表彰した。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1(1) 氏 名 いいむろ なおき

(2) 住 所 尼崎市

(3) 功績内容 マイム俳優として洗練されたスピード感とユーモアを融合した演技で国内外の観客を魅了するとともに集団マイム劇の創作や演出・振付を精力的に行うなど演劇の振興に尽くした。

## 2(1) 氏 名 上 田 拓 司

(2) 住 所 西宮市

(3) 功績内容 能楽師として数多くの舞台で活躍するとともに舞台上の演能にとどまらず「社会における能の意義」を体現するため幅広い年齢層に向けた能の教室や講演活動を続けるなど能楽の振興に尽くした。

## 3(1) 氏 名 北 浦 洋 子

(2) 住 所 芦屋市

(3) 功績内容 ヴァイオリニストとして世界を舞台に活躍しその卓越した技術で多くの観客を魅了するとともに西宮市少年少女合奏団代表として後進の育成に貢献するなど音楽の振興に尽くした。

## 4(1) 氏 名 やなぎ み わ

(2) 住 所 京都府

(3) 功績内容 写真や映像を駆使した今日的な社会問題への鋭い批評性を示す作品を創造するとともに舞台表現に取り組み国内外で高い評価を得るなど美術の振興に尽くした。

5(1) 氏 名 矢野正浩

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 フルート奏者及び指揮者として世界を舞台に活躍するとともにアンサンブル神戸を主宰して数多くの演奏会を開催し地域に根ざした音楽文化の普及に努めるなど音楽の振興に尽くした。

~~~~~

令和7年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、令和7年11月3日に次の者を表彰した。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1(1) 氏 名 森田 豊三

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県セーリング連盟会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともにジュニア育成や競技を通じた健康増進に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。

2(1) 氏 名 公益財団法人 ユーハイム・体育スポーツ振興会

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 永年にわたりスポーツ指導者の海外派遣事業を通じて優れた指導者を育成するとともにスポーツ講演会の開催や大会助成金の交付によって県下の体育・スポーツ関係団体の活動を支援するなどスポーツの振興に尽くした。

~~~~~

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月13日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山元浩司

#### 1 調達内容

(1) 業務の内容

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所における保守委託 1式

(2) 業務の仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年2月1日（日）から令和10年3月31日まで（26ヵ月）

(4) 納入場所

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けている者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ3階

兵庫県川西こども家庭センター 担当 橋詰

電話 (072) 756-6633 FAX (072) 756-6006

イ 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年1月13日（火）から同月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年1月26日（月）午前11時 兵庫県川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ2階 共用会議室D

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年1月23日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### 4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年1月13日（火）から同月19日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 上記3(1)と同じ。

ウ 提出書類

仕様書記載の業務の遂行に必要な資格を有していることを示す書類等の写し

エ 提出方法 持参、郵送又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和8年1月22日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。）

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## (3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除する。

## (4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
- イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

## (i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

## (ii) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

## 要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

令和7年度兵庫県科学賞表彰

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、令和7年11月3日に次の者を表彰した。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 (1) 氏 名 近 藤 昭 彦

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 バイオものづくり分野の第一人者としてEngineering Biologyの体系化において研究領域を牽引するとともにバイオファウンドリを構築しバイオものづくりの実現を推進するなど科学技術の発展に尽くした。

2 (1) 氏 名 田 中 裕 久

(2) 住 所 川辺郡

(3) 功績内容 材料研究の第一人者として数多くのエネルギー環境材料を新たに開発し実用化するとともに触媒開発におけるX線微細構造解析の有用性を示し触媒研究の新しいスタイルを開拓するなど科学技術の発展に尽くした。

3 (1) 氏 名 南 康 博

- (2) 住 所 神戸市
 (3) 功績内容 シグナル伝達研究の先駆者として癌などの病態において重要な役割を担う新規受容体を発見するとともに細胞内シグナル伝達機構の実態を次々と解明するなど医学の発展に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 柳 谷 彰 彦
 (2) 住 所 姫路市
 (3) 功績内容 金属材料研究の第一人者として高機能材料の分野における金属粉末の地位を確立し数多くの先進工業製品の実用化を実現するとともに金属3Dプリンタ用の金属粉末を開発するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月13日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ドン・キホーテ西宮店  
 所在地 西宮市六湛寺町6-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 笹 田 賢一
- 3 變更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 變更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 吉 田 直 樹  
 外3者
  - (2) 變更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 鈴 木 康 介  
 外3者
- 4 變更年月日  
 令和7年9月26日
- 5 届出年月日  
 令和7年12月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
 令和8年1月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和8年5月13日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ三田店
所在地 三田市川除相続55番2号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホールディ ングス	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	森 屋 秀 樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	名称	住所	代表者の氏名
	株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホールディ ングス	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	吉 田 直 樹

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホールディ ングス	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	森 屋 秀 樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	名称	住所	代表者の氏名
	株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	吉 田 直 樹

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鈴 木 康 介

4 変更年月日

令和7年9月26日

5 届出年月日

令和7年12月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年1月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年5月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドン・キホーテ加古川店  
所在地 加古川市野口町野口大仏129番62号

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 笹 田 賢 一

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 吉 田 直 樹

## (2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 鈴 木 康 介

## 4 変更年月日

令和7年9月26日

## 5 届出年月日

令和7年12月18日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和8年1月13日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和8年5月13日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

丹波篠山市城下町北地区整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第33条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の丹波篠山市城下町北地区の整備計画の変更案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を

提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

令和8年1月13日

丹波県民局長 糟 谷 浩 行

1 緑豊かな環境形成地域の名称

丹波地域

2 整備計画の名称

丹波篠山市城下町北地区整備計画

3 整備計画の区域

丹波篠山市黒岡、郡家、乾新町及び山内町の各一部（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）

4 整備計画案の縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び丹波篠山市まちづくり部地域計画課

5 整備計画案の縦覧期間

令和8年1月13日（火）から同月26日（月）まで

~~~~~

#### 丹波篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第33条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の丹波篠山市城下町北地区の整備計画の変更案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

令和8年1月13日

丹波県民局長 糟 谷 浩 行

1 緑豊かな環境形成地域の名称

丹波地域

2 整備計画の名称

丹波篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画

3 整備計画の区域

丹波篠山市味間奥、味間新、味間南、網掛、大沢、杉、中野、西古佐、西吹、東吹、吹新及び宇土の各一部（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）

4 整備計画案の縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び丹波篠山市まちづくり部地域計画課

5 整備計画案の縦覧期間

令和8年1月13日（火）から同月26日（月）まで

#### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

##### 兵庫県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年1月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

|                                                                               |         |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                                           | 89,572  |
| 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と<br>40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 659,823 |

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和8年1月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する 者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,158
神戸市灘区	35,949
神戸市中央区	37,248
神戸市兵庫区	30,305
神戸市北区	58,187
神戸市長田区	25,446
神戸市須磨区	43,142
神戸市垂水区	58,341
神戸市西区	64,615
姫路市	138,355
尼崎市	127,966
明石市	84,081
西宮市	132,819
洲本市	11,650
芦屋市	26,240
伊丹市	55,232
相生市	7,570
豊岡市及び美方郡	28,928
加古川市	71,857
たつの市及び揖保郡	29,335
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,673
西脇市及び多可郡	15,784
宝塚市	63,544
三木市	20,289
高砂市	24,096
川西市及び川辺郡	51,222
小野市	12,739
三田市	29,686
加西市	11,488
丹波篠山市	10,822
養父市及び朝来市	13,706
丹波市	16,608

南あわじ市	12,276
淡路市	11,623
宍粟市	9,555
加東市	10,514
加古郡	17,824
神崎郡	10,977



兵庫県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和8年1月13日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
悪党	馬崎泰成	馬崎泰成	南あわじ市津井2281—6	令和7年11月18日
足立よしつぐ後援会	足立吉継	藤井信吾	多可郡多可町加美区清水473	令和7年11月17日
荒西正和後援会	荒西正和	松本弥生	芦屋市南宮町6—15	令和7年10月28日
川井田倫明と市政を考える会	金丸正樹	築山智津子	神戸市灘区天城通3—5—19	令和7年11月17日
京極かおり後援会	京極歌織	京極朋彦	神崎郡神河町長谷166	令和7年11月11日
武田ひろまさ後援会	武田裕匡	武田清二	洲本市上内膳1177—4	令和7年11月27日
福嶋大後援会	福嶋大	福嶋大	洲本市桑間746—106	令和7年11月17日
やさしい街かこがわを創る会	清水美佳子	清水洋一郎	加古川市平岡町つつじ野1—150	令和7年11月5日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

その他の政治団体

団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
あさいりつお後援会	浅井律雄	政治団体の名称	新	あさいりつお後援会	令和7年11月25日
			旧	市民ファーストの会	
		主たる事務所の所在地	新	洲本市山手3丁目3—14	
			旧	南あわじ市松帆江尻450番地2	

新しさを創る会	田 中 基 康	主たる事務所の所在地	新	たつの市龍野町中村269—6	令和7年11月16日
			旧	姫路市広畑区小坂237—14	
		代表者の氏名	新	田 中 基 康	
			旧	木 下 敬 三	
		会計責任者 者の氏名	新	田 中 祐 子	
			旧	木 下 貴 子	
大江幸司後援会	大 江 幸 司	主たる事務所の所在地	新	南あわじ市志知鉢71	令和7年11月26日
			旧	南あわじ市志知鉢140	
かしはらを育てる会	金 治 政 彦	代表者の氏名	新	金 治 政 彦	令和7年11月13日
			旧	松 本 昭 秀	
片山しょうぞう後援会	別 府 賴 明	主たる事務所の所在地	新	西脇市西脇312—3 2F	令和7年10月1日
			旧	西脇市西脇129番地	
		代表者の氏名	新	別 府 賴 明	
			旧	別 府 賴 明	
		主たる事務所の所在地	新	西脇市西脇129番地	
			旧	西脇市西脇312—3 2 F	
門間雄司後援会	門 間 雄 司	主たる事務所の所在地	新	豊岡市清冷寺1783	令和7年11月20日
			旧	豊岡市寿町11—1 寿ビル1号館	
近畿税理士政治連盟兵庫県連合会	相 内 隆 作	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区山本通3—8—10	令和7年11月4日
			旧	伊丹市西台3丁目1番11号	
		代表者の氏名	新	相 内 隆 作	
			旧	伊 田 憲 司	
		会計責任者 者の氏名	新	高 次 利 彰	
			旧	小 塩 明	
神戸製鋼所労働組合加古川支部政治活動委員会	小 西 啓 介	代表者の氏名	新	小 西 啓 介	令和7年10月30日
			旧	河 合 豪 史	

笹倉まさよし 後援会	藤本明夫	代表者 の 氏名	新	藤本明夫	令和7年11月3日
			旧	藤村正幸	
		会計責任 者 の 氏名	新	笹倉広美	
			旧	藤本明夫	
谷真康後援会	谷 真 康	会計責任 者 の 氏名	新	高瀬敏彦	令和7年10月30日
			旧	井上健志	
西脇市ふるさ とを応援する 会	尾台義治	主たる事 務所の所 在地	新	西脇市野村町1795—466	令和7年11月27日
			旧	西脇市野村町1129—1 西之 芝Ⅱ号館202	
三菱重工労組 神船支部政治 活動委員会	豊藏悠史	政治団体 の名称	新	三菱重工労組神船支部政治 活動委員会	令和7年10月1日
			旧	三菱重工グループ労連神船 地本政治活動委員会	
		代表者 の 氏名	新	豊藏悠史	
			旧	宇治田知大	
		会計責任 者 の 氏名	新	坂元隆一	
			旧	但見賢二	

3 政治団体の解散の届出

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
足立よしつぐ後援会	足立吉継	令和6年12月31日
裏金や不正、記憶にない議員を国民の判断で 即議員辞職にできる法律をつくる党	樋口竜也	令和6年12月31日
土井たくみ後援会	岸本敏彦	令和7年11月7日
土井巧はげます会	本田純雄	令和7年11月7日

~~~~~

## 兵庫県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次  
とおり資金管理団体の指定、届出事項の異動の届出があった。

令和8年1月13日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

## 1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 指定年月日      |
|-----------------------|-------|-----------|--------------|------------|
| 福嶋 大                  | 洲本市議会 | 福嶋大後援会    | 洲本市桑間746—106 | 令和7年11月17日 |

## 2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称     | 異動事項       | 異動内容 |                        | 異動年月日      |
|------------------|---------------|------------|------|------------------------|------------|
| 尾台義治             | 西脇市ふるさとを応援する会 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 西脇市野村町1795—466         | 令和7年11月27日 |
|                  |               |            | 旧    | 西脇市野村町1129—1 西之芝Ⅱ号館202 |            |
| 門間雄司             | 門間雄司後援会       | 主たる事務所の所在地 | 新    | 豊岡市清冷寺1783             | 令和7年11月20日 |
|                  |               |            | 旧    | 豊岡市寿町11—1 寿ビル1号館       |            |

正

誤

○令和7年12月19日付け（兵庫県公報第679号）

兵庫県告示第1122号（土地改良区役員の退任及び就任の届出）中

| (ページ) | (行)   | (誤)              | (正)           |
|-------|-------|------------------|---------------|
| 2     | 上から11 | 同 市山崎町宇原500番地禮禮禮 | 同 市山崎町宇原500番地 |